

生企甲達第86号  
地 甲達第90号  
少 甲達第33号  
刑企甲達第80号  
交企甲達第73号  
平成22年9月15日

関係所属長 殿

主	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石川県警察本部長

万引き防止に向けた総合的な対策の強化について(通達)

- 対号1 平成22年6月16日付け生企甲達第56号、務甲達第86号、刑企甲達第54号、交企甲達第52号、公甲達第40号「犯罪が起きにくい社会づくりの推進について(通達)」
- 対号2 平成22年9月8日付け刑企甲達第77号、生企甲達第82号「司法警察職員捜査書類簡易書式例の一部改正について(通達)」
- 対号3 平成22年9月8日付け刑企甲達第78号「万引き専用の被害届の様式について(通達)」
- 対号4 平成22年9月15日付け少乙達第34号「万引きに係る少年事件の簡易送致の運用等について(通達)」
- 対号5 平成22年1月7日付け生企甲達第2号「平成22年警察署別犯罪抑止目標数値の設定について(通達)」

本県においては、現在、対号1に基づき、真に犯罪が起きにくい社会の実現に向けた各種対策に取り組んでいるところであるが、刑法犯認知件数が6年連続減少している中で、万引きについては、本年8月末現在721件と前年同期に比較して103件(16.7%)増の大幅な増加となっているほか、その検挙被疑者も少年から高齢者まで各層に広がり、社会の規範意識の低下が窺えるとともに、被害者の経営に支障を生じかねない深刻な打撃を与えているところである。

こうした情勢にかんがみ、下記により、万引きを防止するための総合的な対策を強化することとしたので、効果的な諸対策の推進に努められたい。

記

## 1 万引きをさせない社会づくりの推進

### (1) 万引きを許さない社会気運の醸成

万引きをめぐる深刻な状況の背景要因としては、「たかが万引き」という万引きを軽視する風潮があり、こうした風潮を放置すれば、社会の規範意識の一層の低下を招き、万引きのみならず他の犯罪の発生も誘発しかねないところである。

こうした万引きを軽視する風潮を払拭し、万引きを許さない社会気運を醸成するため、警察、各業界団体、関係機関・団体等による官民総ぐるみの万引き防止対策会議等の開催、万引き防止キャンペーンの実施等による広報啓発活動、各種広報媒体を活用した情報発信活動、制服警察官や防犯ボランティア等による店内パトロールの促進等の各種取組みを強化推進すること。

## (2) 万引きに対する規範意識の向上と社会の絆の強化

「たかが万引き」という意識を払拭し、万引きに対する規範意識の向上を図るために、少年に対しては「ピュアキッズスクール」・非行防止教室等、成人・高齢者に対しては他部門を含め地域における各種会合・巡回連絡等のあらゆる機会を活用して、万引きの発生実態等に関する情報を発信して、「万引きは犯罪である」ことを周知徹底させること。

また、規範意識が醸成されるためには、社会集団への帰属意識や連帯感が共有されることが前提条件となることから、社会から孤立し疎外されていると感じている人々、支え合う家族や仲間のない人々に対しては、行政、地域住民、民間ボランティア等と連携し、少年の居場所づくりや高齢者世帯への訪問支援など社会を挙げた取組みが推進されるように努め、社会の絆の強化を図ること。

## (3) 小売店舗における防犯対策の推進

万引き防止対策を推進する上では、万引きをさせない環境をつくることが重要であることから、万引きの被害対象となり得る小売店舗の従業員による声かけ、死角のない商品陳列方法の改善等のもとより、防犯カメラの設置、万引き防止機器の導入等を促進するとともに、万引きを認知した場合には警察に直ちに通報する旨の警告文の掲示を推進すること。

## 2 万引きに対する適切な事件処理の推進

### (1) 万引きを認知した場合の届出の徹底の要請

「万引きは犯罪である」ことの周知徹底を図るとともに、感銘力のある取締りを行うため、被害対象となり得る小売店舗をはじめ業界団体に対し、万引きを認知した場合における警察への届出の徹底を要請すること。

なお、少年法等の規定により、犯罪少年等を発見した者には、家庭裁判所等への通告の義務が課せられているところであり、少年の健全育成の観点から、本来、万引きの被害者のみの判断で対応することができないこととされていることについて、十分に小売店舗等の理解を得るように努めること。

### (2) 万引きに対する迅速かつ厳正な対応

被害者からの届出により万引きを認知した場合には、迅速かつ厳正な事件処理に努めるとともに、万引きで検挙された被疑者が二度と繰り返さないよう、警察において感銘力のある措置を講じることはもとより、罰金刑の活用等も含めた、対象に応じた感銘力のある措置を講じるように、関係機関とも協議を行うこと。

なお、万引きにより検挙・補導された少年の事件処理に際しては、少年事件選別主任者の意見を踏まえ、再犯のおそれ等について適切な判断がなされるよう努めるとともに、必要に応じて保護者にも助言、指導を行うなど、再非行防止のための適切な措置を講じること。

(3) 万引きに係る捜査の一層の合理化

万引きの被害者が届出をためらう大きな理由として、届出により従業員が長時間職場を離れることになる点等が指摘されていることから、被害者の時間的負担等を軽減するため、捜査の一層の合理化を図ることとし、対号2、対号3及び対号4を発出したところであるので、その適正な運用に努めること。

3 万引き防止対策に関する適切な評価

万引き防止に向けた総合的な対策を効果的に推進するため、処理数が多数に上る地域警察部門による検挙を含め、万引きの検挙及び防止に資する各種施策に対しては、適切な評価と積極的な賞揚の実施に配慮すること。

なお、関係業界等との連携により万引きを認知した場合における警察への届出が徹底されれば、短期的には、万引きの認知件数の増加が見込まれるが、仮に同認知件数が増加したとしても、むしろ認知しうべきものを正確に認知したに過ぎないものとして、対号5に示す警察署別犯罪抑止目標の評価の際には考慮するものとする。